

令和7年11月
下水道河川局河川流域管理課 協議指導担当

「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく事前協議手続きの 電子申請対応について(試行)

このたび、横浜市では「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく事前協議手続きについて、利便性の向上および業務の効率化を目的として、電子申請システムによる対応を試行的に開始いたします。

■ 試行開始日

令和7年11月10日（月）から

■ 対象手続き

「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく事前協議

■ 電子申請の方法

横浜市電子申請・届出システムより、必要事項を入力のうえ、

申請書類を添付して送信してください。（必要書類は窓口申請と同じです。）

通知書交付をシステム上で行います。



<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/bcbfb651-ac3f-4202-b1e3-a80aa3e2be7/start>

■ 注意事項

- 今後も従来の窓口・郵送での申請を並行して受付けます。
- 電子申請に関する操作方法や必要書類については、横浜市下水道河川局 河川流域管理課のホームページにてご確認ください。
- 試行期間終了後、正式導入の可否については、利用状況やご意見を踏まえて判断いたします。
- 書類に不足・不備がある場合、審査に時間を要する場合があります。余裕を持って申請してください。

■ お問い合わせ先

横浜市下水道河川局河川流域管理課 協議指導担当 電話：045-671-2898

メール：gk-ike@city.yokohama.lg.jp